

名誉会員選出に関する細則

- 第1条 名誉会員となることのできるものは次の各号に掲げる基準のいずれかに該当し、原則として65歳以上のものとする
- (1) 会長経験者
 - (2) 本会の監事、幹事などを経験し、かつ評議員を10年間以上委嘱されたもの
 - (3) 著しい学問業績をあげ、本会に貢献したもの
- 第2条 評議員は名誉会員を代表幹事に推薦することができる
- 第3条 代表幹事が期日を指定し、所定の様式により名誉会員の推薦を受け付けるものとする
- 所定の様式
- (1) 推薦書
 - (2) 被推薦者の了解
 - (3) その他、代表幹事が指定する書類
- 第4条 名誉会員は幹事会の議を経て、評議員会および総会に諮り会長が推戴する
- 第5条 名誉会員には次の恩典が与えられる
- (1) 総会における称号の授与
 - (2) 評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし議決権を持たない
 - (3) 会費の納入を必要としない
- 第6条 死後の授与については、代表幹事が幹事会に諮り決定する
- 第7条 本会名誉会員の英文表示は **Honorary Member of the Chugoku-Shikoku Association of Acute Medicine** とする
- 第8条 この細則は1997年6月1日より実施する

平成26年5月25日改正